

放射能物質を含む焼却灰の最終処分の一時的保管場所等の緊急要望の経過

8月31日	4市1組合で千葉県知事及び東京電力に一時的保管場所の確保を要望	<ul style="list-style-type: none"> ・別紙参照(要望書写) ・出席者：我孫子市長、流山市長、松戸市副市長、柏市副市長、印西市副市長
10月31日	千葉県より一時的保管場所として手賀沼流域下水道終末処理場の提示があった	<ul style="list-style-type: none"> ・地番：我孫子市相島新田85-5(保管場所予定地は印西市) ・使用面積：約20,000㎡(別添図参照) ・利用期限：平成26年度末 ・土地使用料：無料
11月7日	印西、我孫子市の両市長・副市長協議	林野庁が所有する国有林の利用を要望することとする。
11月8日	<p>【印西、我孫子市長連名で要望】</p> <p>① 林野庁から示された国有林を無償貸与するとの方針を踏まえ、焼却灰等の一時的保管場所として県下の国有林の活用について検討すること。</p>	<p>【県からの回答(11月11日付け)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国有林の貸与については、現時点において林野庁より通知はありません。そこで協議事項について、10月23日付けの新聞報道に基づき考えを整理することといたします。以下の3点が仮置き場の設置にあたっての考え方です。 ① 仮置き場は、原則として土壌が発生した自治体内の国有林に設置。適当な国有林が管内にない場合は自治体間で調整 ② 国有林の境界から数十～数百メートル程度離れた場所を確保 ③ 国有林が水源地に近い場合には、下流域の自治体との協議 <p>これらについて、県内の国有林は南房総地区のみであり、我孫子市、印西市には国有林はないこと等、以上のことから国有林の活用は、現時点では困難と考えます。</p>
11月17日	<p>【印西、我孫子市長連名で要望】</p> <p>① 県内における国有林の活用は、現時点</p>	<p>【県からの回答(11月21日付け)】</p> <p>① 焼却灰等を搬出する自治体と国有林が所在する自治体間での協議</p>

では困難との回答ですが、今後、県が主導となり国有林を所在する自治体と事前協議する考えはありますか。

- ② 4市1組合に手賀沼流域下水道終末処理場を、一時保管場所として提案されましたが、その他地域の県有地を一時保管場所として確保する考えはありますか。
なお、提案された場所の選定理由及び経過についてお知らせ願いたい。

が原則であり、**県が主導して協議する考えはありません**。県内の国有林の活用については、再協議がありました事前協議に加え、造成工事が必要となることから、現時点では不可能と考えます。

- ② 3市に存在する20,000㎡以上の敷地面積を有する県有施設は、学校施設であることや土地区画整理事業地区内であることから、一時保管場所はないと考えています。

- ・提案した場所の選定理由及び経過については、8月31日に4市1組合からの要望を受け、各市の状況から、県としても一定の緊急的な対応を図る必要があると判断し、一時保管場所の確保について、庁内横断的に検討を進めてきたところです。
- ・検討の結果、**自区域内での保管が原則**であることから、それが困難な場合であっても、

- (1) 運搬距離、利用団体職員による管理・監督のしやすさ等の観点から、焼却灰が発生する市町村等の近隣の地域内の場所であることを最優先とし、
- (2) 現在も高濃度の放射性物質が検出されている団体の焼却灰の発生量を勘案し、一定面積が確保できること。
- (3) **県が総括的な管理責任を果たすことができる場所**であることを重視し、

これらの条件を満たす場所として、要望のあった4市・1組合の区域内にある手賀沼流域下水道終末処理場を候補地として決定したものです。

<p>11月25日</p>	<p>【印西、我孫子市長連名で要望】</p> <p>① 一時保管場所の確保について、他市の県有地も再検討されたい。 (例えば、20,000㎡以上の敷地面積にとらわれず、5,000㎡ないし10,000㎡の敷地を複数確保することにより、十分な機能を果たすものと推測されます。)</p> <p>② 最初の説明会で、一定の距離が離れば安全だと説明されていましたが、統廃合した学校用地を一時保管場所として利用できない理由をお示してください。</p>	<p>【県からの回答(11月21日付け)】</p> <p>① 3市に存在する5,000㎡以上の敷地面積を有する県有施設は、20,000㎡以上のものと同じ施設であり、学校施設であることや土地区画整理事業区域内であることから、一時保管場所として利用できる施設はないものと考えています。</p> <p>② 統廃合により、現在使用されていない学校施設(用地)としては、3市では旧松戸矢切高校用地があります。しかしながら、当該用地は県立特別支援学校整備計画において特別支援学校として活用すべきものとして位置づけされているため、一時保管場所としては使用できないものと考えております。</p>
<p>12月2日</p>	<p>【印西、我孫子市長連名で要望】</p> <p>① 一時保管場所については、引き続き候補地を選定されたい。</p> <p>② 旧松戸矢切高等学校用地の県立特別支援学校整備計画について、昨今の諸事情を考慮し、3年間の計画の先送りを検討していただきたい。</p>	<p>【県からの回答(12月7日付け)】</p> <p>① 平成23年8月31日に、貴職をはじめ、4市1組合の長から「放射性物質を含む焼却灰の最終処分の一時的保管場所等の緊急要望」において、「一時保管場所を県内に確保するよう努める」よう要望がありました。これを受け、県では、緊急的な支援策が必要であると判断し、要望のあった4市1組合の区域内にある県有地である手賀沼流域下水道終末処理場を、保管状況がひっ迫している団体の一時保管場所として提供する案を10月31日に提示したところです。焼却灰は市民の日常生活に伴い日々発生していることから、提案以来1月が経過し、各市の場内保管がよりひっ迫しており、速やかに一時保管施設を設置することが必要であると考えられますので、設置に向け特段のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。</p>

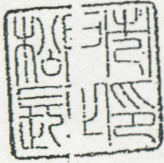
		② 旧松戸八切高等学校用地は、県立特別支援学校整備計画において特別支援学校として活用すべきものとして位置づけられており、特別支援教育の推進の観点から先送りはできず、一時保管場所として利用することはできないと考えております。
12月9日	我孫子市へ印西市長、副市長来庁 ・県からの回答に対して、再度協議	<ul style="list-style-type: none"> ・現在の社会情勢を考えたとき、4市1組合すべての焼却灰等を搬入することに、市民の了解を得ることは困難と考える。 ・今後も複数の保管場所を確保するよう要請することを確認。
12月12日	<p>【印西、我孫子市長連名で要望】</p> <p>① ご提示のあった用地に4市1組合（印西市・白井市・栄町）の全ての焼却灰等を受け入れることは、昨今の社会情勢から市民感情を考えたとき了承できません。</p> <p>つきましては、当該用地だけでなく複数の一時保管場所を確保いただくよう再検討をお願いしたい。</p> <p>② ご提示された搬入指定場所は、高等学校及び人家が近いため、敷地のより中央部に変更をお願いしたい。</p>	<p>【県からの回答（12月14日付け）】</p> <p>① 当該用地以外の複数の一時保管場所の確保については、松戸市、柏市及び流山市の区域内に適当な県有地がないことは、これまでの協議で回答してきたとおりです。県としては、それぞれの自治体の区域内での困難になりつつあるので、広域的見地から県として保管場所を検討してほしいと要望の主旨を理解し、4市1組合に対して一時保管場所の候補地として一時保管場所の候補地として当該用地を提示したものです。</p> <p>貴職と協議を重ねる中で、こうした要望の主旨が失われているとも思われることから、4市1組合で改めて県の提案について話し合っていたきたい。</p> <p>② 本一時保管場所は、環境省から示されている「一時保管における住居地域等の敷地境界からの距離」が十分取られている場所であると考えています。</p>

12/22 柏市・白井市

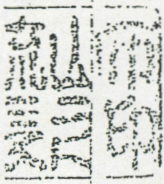
6市1町

NIMBY
not in my back yard

千葉県知事 鈴木 栄治 様

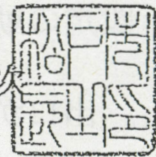


放射性物質を含む焼却灰の最終
処分の一時保管場所等の緊急要望

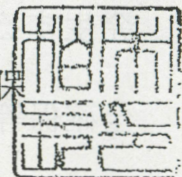


平成23年8月31日

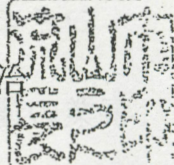
松戸市長 本郷谷 健次



柏市長 秋山 浩保



流山市長 井崎 義治

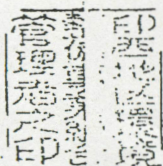
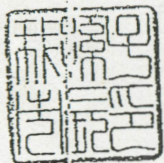
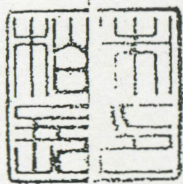
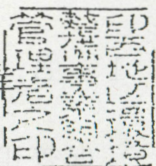


我孫子市長 星野 順一郎



印西地区環境整備事業組合

管理者 印西市長 山崎 山洋



東京電力福島第一原発事故に伴う、放射性物質の飛散が原因で、千葉県北西部に位置する各市については、空間放射線量が高い地域（いわゆるホットスポット）が点在しています。

また、ごみ焼却施設から排出される焼却灰等から8,000Bq/kgを超える放射能濃度が検出されています。

国から一時保管基準等が示されたものの、8,000Bq/kg以下であっても委託先の最終処分場においては、さらに厳しい独自基準設定の動きも見えてまいりました。

出口が閉ざされたこのような状況下、ごみ焼却施設において日々発生する焼却灰については、その一時保管場所の確保・作業者の安全確保等、喫緊の課題が山積しております。

つきましては、放射性物質の飛散が原因で、安定的な廃棄物処理事業の運営に支障をきたしている地域は、東日本大震災の被災地同様、不慮の災害を受けた地域であるという認識の下、下記の事項について緊急に要望いたします。

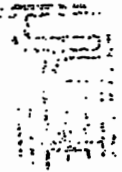
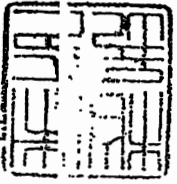
記

- 1 8,000Bq/kgを超える放射性物質を含む焼却灰等の、一時保管場所等の確保について、県は早急に調査・検討し、千葉県内

に確保するよう努めること。

2 放射性物質を含む焼却灰等の処理について、国の責任を明確にし、速やかに対応策を講じるよう国へ要望すること。

3 自治体が負担し、または負担することとなる費用について、全額国において措置するよう国へ要望すること。





手賀沼流域下水道終末処理場内焼却灰等一時保管場所予定地

予定地面積: 約2万㎡

印西町

北千代市 3